(b) 締約国が自国の安全保障上の重大な利益の保護のために必要であると認める次のいずれかの措置をとることを妨げること。

(i) 核分裂性物質若しくは核融合性物質又はこれらの生産原料である物質に関する措置

(ii) 武器、弾薬及び軍需品の取引並びに軍事施設に供給するため直接若しくは間接に行われるその他の貨物及び原料の取引に関する措置又は軍事施設のため直接若しくは間接に行われるサービスの提供に関する措置

(iii) 通信、電力及び水道の基盤を含む中枢的な公共基盤（注）を防護するためにとる措置

注　中枢的な公共基盤は、公有のものであるか私有のものであるかを問わない。

(iv) 国家の緊急時又は戦時その他の国際関係の緊急時にとる措置

(c) 締約国が国際の平和及び安全の維持のため国際連合憲章に基づく義務に従って措置をとることを妨げること。

第十七・十四条　租税に係る課税措置

1 この条の規定の適用上、

(a) 「租税条約」とは、二重課税の回避のための協定その他の租税に関する国際協定又は国際取決めをいう。

(b) 「租税」及び「租税に係る課税措置」には、輸入税及び関税を含まない。

2 この条に別段の定めがある場合を除くほか、この協定のいかなる規定も、租税に係る課税措置については、適用しない。

3 この協定は、租税に係る課税措置に関し、次の規定が当該租税に係る課税措置に関して権利を与え、又は義務を課する限りにおいてのみ権利を与え、又は義務を課する。

(a) 世界貿易機関設立協定の規定

(b) 第十・九条（資金の移転）の規定

4 この協定のいかなる規定も、租税条約に基づく締約国の権利及び義務に影響を及ぼすものではない。租税に係る課税措置に関し、この協定と租税条約とが抵触する場合には、当該租税条約が優先する。

5 この協定のいかなる規定も、締約国が自国を拘束する現行の又は将来における租税条約から生ずる待遇、特恵又は特権に伴う利益を他の締約国に与えることを義務付けるものではない。

第十七・十五条　国際収支の擁護のための措置

1 締約国において国際収支及び対外支払に関して重大な困難が生じ、又は生ずるおそれがある場合には、当該締約国は、次のことを行うことができる。

(a) 物品の貿易については、千九百九十四年のガット及び国際収支に係る規定に関する了解に従い、輸入制限的な措置を採用し、又は維持すること。

(b) サービスの貿易については、自国が約束を行ったサービスの貿易に対する制限（当該約束に関連する取引のための支払又は資金の移転に対するものを含む。）を採用し、又は維持すること。

2 投資については、締約国において国際収支及び対外支払に関して重大な困難が生じ、若しくは生ずるおそれがある場合又は例外的な状況において、資本の移動に関連する支払若しくは資金の移転が経済全般の運営に重大な困難をもたらし、若しくはもたらすおそれがある場合には、当該締約国は、第十・一条（定義）に定義する対象投資財産に関連する支払又は資金の移転に対する制限を採用し、又は維持することができる。

3 1(b)又は2の規定に基づいて採用し、又は維持する制限は、次の全ての要件を満たすものとする。

(a) ＩＭＦ協定（その改正を含む。）に適合するものであること。

(b) 他の締約国の商業上、経済上又は金融上の利益に対して不必要な損害を与えることを避けるものであること。

(c) 1(b)又は2に規定する場合に対処するために必要な限度を超えないものであること。

(d) 一時的なものであり、かつ、1(b)又は2に規定する場合が改善するに伴い漸進的に廃止されるものであること。

(e) いずれの締約国に対しても、当該締約国以外の締約国又は非締約国よりも不利でない待遇を与えるよう無差別に適用されるものであること。

4 サービスの貿易及び投資に関し、

(a) 経済発展又は経済の移行の過程にある締約国の国際収支に対する圧力により、特に経済発展又は経済の移行に係る当該締約国の計画の実施のために十分な資金準備の水準を維持することを確保するために制限を採用することが必要となり得ることが認められる。

(b) 締約国は、1(b)又は2に規定する制限を決定するに当たり、自国の経済又は開発の計画にとって一層重要な経済分野を優先させることができる。ただし、特定の分野を保護するために当該制限を採用し、又は維持してはならない。

5 1又は2の規定に基づいて締約国が採用し、若しくは維持する制限的な措置若しくは制限又はその変更については、他の締約国に対して速やかに通報する。

6 1又は2の規定に基づいて制限的な措置又は制限を採用し、又は維持する締約国は、次の要件を満たすものとする。

(a) 投資については、自国が採用した制限に関する協議を要請する他の締約国に対して回答すること。ただし、当該協議がこの協定の範囲外で行われていない場合に限る。

(b) サービスの貿易については、自国が採用した制限に関する協議を要請する他の締約国と速やかに協議を開始すること。ただし、当該協議がＷＴＯにおいて行われていない場合に限る。

第十七・十六条　ワイタンギ条約

1 この協定のいかなる規定も、ニュージーランドが、この協定の対象となる事項について、マオリ族に対してより有利な待遇を与えるために必要であると認める措置（ワイタンギ条約に基づく自国の義務の履行を含む。）を採用することを妨げるものではない。ただし、当該措置が他の締約国の者に対する恣意的若しくは不当な差別の手段又は物品の貿易、サービスの貿易及び投資に対する偽装した制限として用いられないことを条件とする。

2 締約国は、ワイタンギ条約の解釈（同条約の下で生ずる権利及び義務の性質に関するものを含む。）がこの協定の紛争解決の規定の対象とならないことに合意する。第十九章（紛争解決）の規定は、その他の場合には、この条の規定について適用する。第十九・十一条（パネルの設置及び再招集）の規定に従って設置されるパネルに対しては、1に規定する措置がこの協定に基づく締約国の権利と抵触するかどうかのみ決定するよう要請することができる。

第十八章　制度に関する規定

第十八・一条　ＲＣＥＰ閣僚会合

1 ＲＣＥＰの担当閣僚（以下この章において「ＲＣＥＰ閣僚」という。）は、この協定が効力を生ずる日から一年以内に及びその後は締約国が別段の合意をする場合を除くほか毎年、この協定に関する問題を検討するために会合する。

2 ＲＣＥＰ閣僚は、あらゆる事項に関する決定をコンセンサス方式によって行う。

第十八・二条　ＲＣＥＰ合同委員会の設置

締約国は、各締約国が指定する上級職員から成るＲＣＥＰ合同委員会をここに設置する。

第十八・三条　ＲＣＥＰ合同委員会の任務

1 ＲＣＥＰ合同委員会の任務は、次のとおりとする。

(a) この協定の実施及び運用に関する問題を検討すること。

(b) この協定の改正の提案を検討すること。

(c) この協定の解釈又は適用に関して生ずる意見の相違について討議し、及び適当かつ必要と認める場合には、この協定の規定の解釈を提示すること。

(d) 自己の任務の対象となる問題について専門家の助言を求めること。

(e) 第十八・六条（ＲＣＥＰ合同委員会の補助機関）の規定に基づいて設置される補助機関（以下この章において「補助機関」という。）に問題を付託し、作業を割り当て、又は任務を委任すること。

(f) 全ての補助機関の活動を監督し、及び調整すること。

(g) 補助機関により付託される問題について検討し、及び決定を行うこと。

(h) 必要な場合には、補助機関の構成若しくは組織を再編し、又は補助機関を解散すること。